

2021年（令和3年）9月30日

頻回の生活援助を位置付けるケアプラン等の届出要項

【1. 対象の居宅サービス計画】

- ①2018年（平成30年）10月以降に作成又は変更したもののうち、厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助が中心である訪問介護を位置付け、利用者の同意を得て交付したもの。

厚生労働大臣が定める回数

要介護1 27回

要介護2 34回

要介護3 43回

要介護4 38回

要介護5 31回

- ②居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費および、特例地域密着型居宅介護サービス費（以下「サービス費」という。）の総額が、居宅介護サービス費等区分限度基準額に占める割合及び、訪問介護にかかる居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が、厚生労働大臣が定める基準に該当した事業所において、2021年（令和3年）10月以降に作成または変更したもののうち、本市からの求めがあったもの。

厚生労働大臣が定める割合

当該事業所の区分支給限度基準額の総額のうち

サービス費の総額の占める割合 7割以上

そのうち訪問介護費の占める割合 6割以上

- ③高齢者向け住まい等に併設等している居宅介護支援事業所において、2021年（令和3年）10月以降に作成または変更したもののうち、本市からの求めがあったもの。

【2. 届出期日】

- ① 当該計画に同意を得て交付した翌月の末日
※末日が閉庁日の場合は翌開庁日を期日とします。
- ②, ③本市から求めがあった日の2週間後
※2週間後が閉庁日の場合は翌開庁日を期日とします。

【3. 届出する書類】

- ①, ②居宅サービス計画 第1表, 第2表, 第3表, 第4表 (サービス担当者会議の要点), アセスメント, 訪問介護計画
- ③ 居宅サービス計画 第1表, 第2表, 第3表, 第4表 (サービス担当者会議の要点), アセスメント, ケアプランに位置付けた事業所の介護サービス計画
※写しを提出してください。
※①においては, 頻回の生活援助が必要な理由が, ②においては, 基準に該当する訪問介護が必要な理由が記載された部分に, マーカー (下線等) を引いて提出してください。
※②において, 基準に該当する訪問介護が必要な理由が居宅サービス計画に記載されていない場合は, 補記してください。
※上記書類の他に必要に応じて提出を求める場合があります。

【4. 届出先・方法】

届出先：〒720-8501 福山市東桜町3番5号
福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課
届出方法：持参又は郵送

【5. 届出後の点検】

届出のあったケアプランについては, 原則として全件, ケアプラン点検を行います。

【6. ケアプラン点検結果】

- ①介護保険課の窓口にて結果を伝達 (ヒアリング, 指導・助言)
ケアプラン点検の結果, ケアプランの作成過程や内容において指導・助言すべき事項がある場合は, 届出の翌月に当該ケアプランについて介護保険課の窓口にて面談を実施します。
※面談日時は個別に担当者からご連絡します。
※ケアプランの作成過程や内容に指導・助言すべき事項がなく, 提出されたケアプランによって利用者の課題解決が適切に行われている場合は, 電話等による聞き取りのみとし, 面談を行わない場合があります。

②自己点検等を依頼

ケアプラン点検の結果、運営基準や告示に違反することが判明した場合は、実地指導時と同様に、自己点検と過誤調整を依頼する場合があります。

③「多職種協働による検証ができる会議体」での事例検討

本市では、本年10月から直ちに会議体での事例検討は行いません。ケアプラン点検を行い傾向や課題を把握する中で、「多職種協働による検証ができる会議体」での事例検討について検討していきます。

今後、会議体での事例検討を行うこととなった場合は、事例提出を依頼する場合があります。